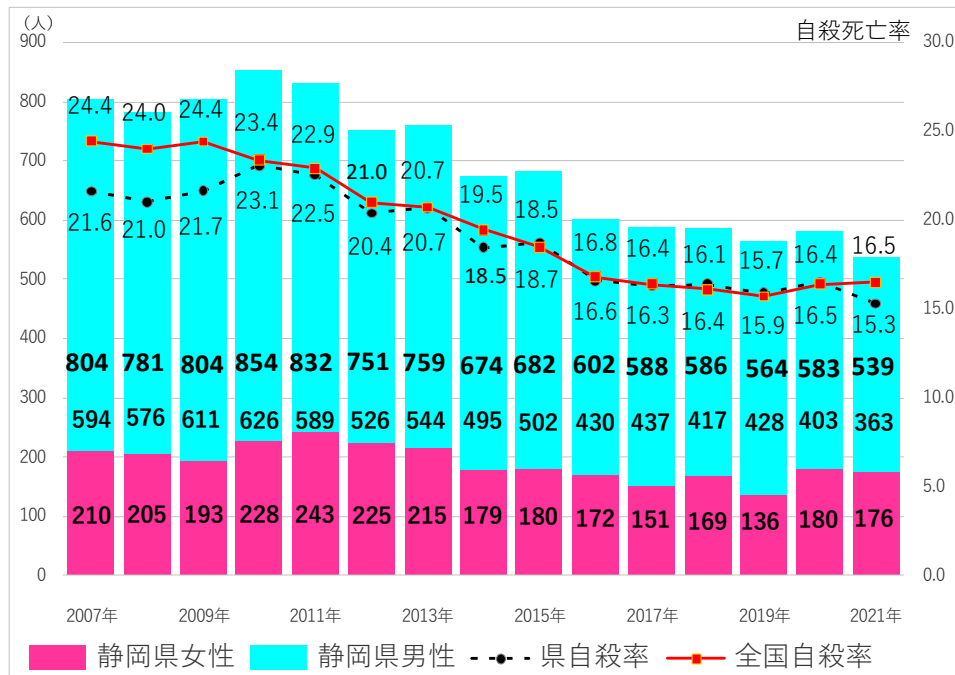


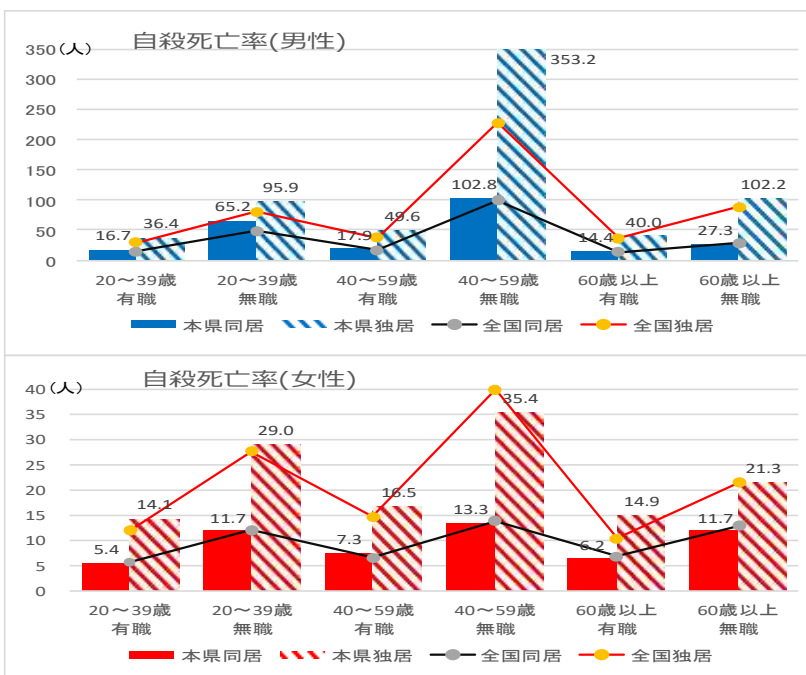
第3次 いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画（概要）

○本県の自殺者の現況

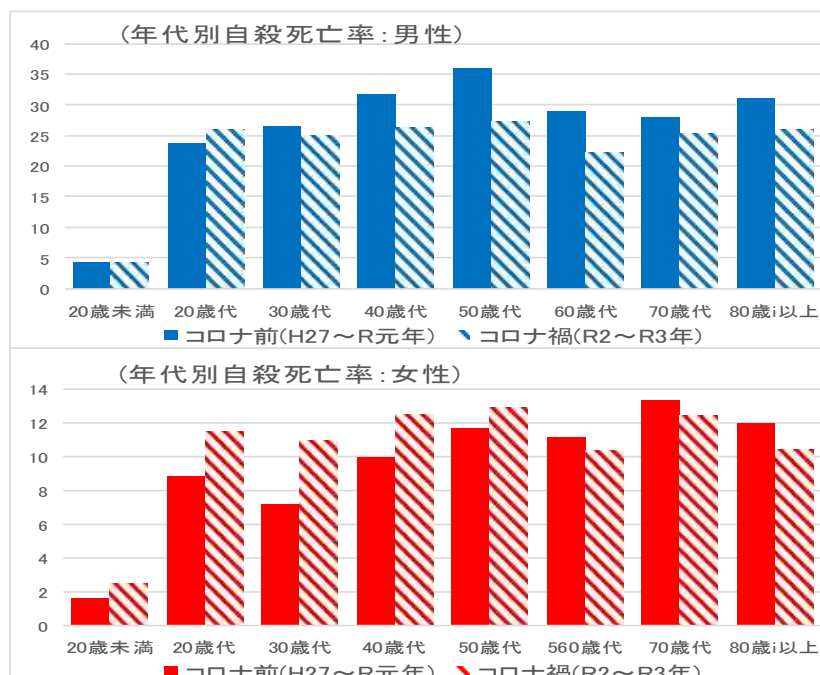
○本県自殺者数・自殺死亡率の推移



○就業及び同居者の有無による比較



○コロナ流行前後の自殺死亡率



○ポイント

- ・2010年(854人)をピークに減少傾向(2020年:5年ぶりに増加)
- ・2021年自殺者数…539人 自殺死亡率:15.3人【全国10位】

○ポイント

- ・同居者有りと比べ独居者の自殺死亡率は2~3倍
- ・特に、40~50歳代:男性で死亡率が高い

○コロナ禍の特徴

- ・若年層(40歳未満)の割合増加
- ・女性の割合が増加

○全国の状況

- ◆**自殺者数の推移**
 - ・H18年⇔R元年比較: 37%の減少 (H18:32,153人⇒R元:20,169人)
- ◆**コロナ禍前後の比較**
 - ・R2年:11年ぶりに自殺者数が増加
 - ・R3年:女性の自殺者が2年連続で増加
 - ・R2年:小中高生の自殺者数が過去最多
 - ・R3年には過去2番目となっている。

○国の動向

- ◆**自殺総合対策大綱の改正** (R4年10月閣議決定)
 - 子ども・若者対策の更なる推進
こども家庭庁との連携による体制整備
 - 女性に対する支援の強化
困難を抱える女性に寄り添った支援
 - 総合的な自殺対策の更なる推進
新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進

○次期行動計画の考え方

- ◆**基本理念**
誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
 - ◆**基本認識**
 - ・自殺はその多くが追い込まれた末の死であり防ぐことができる
 - ・コロナ禍において自殺につながりかねない問題が深刻化している
 - ◆**基本方針**
 - ・生きることの包括的支援として推進
 - ・関連諸施策との連携を強化
- ・共生社会の実現に関する施策
 - ・生活困窮対策 ・孤独孤立対策
 - ・子ども関連施策 ・女性関連施策等との連携強化
- ◆**計画期間**
2023年度~2027年度(5年間)
 - ◆**成果指標**
 - ・2027年までに自殺者数を450人未満とすることを目指す

○現状の課題

- 課題①**
 - ・若年層、女性の自殺死亡率が増加傾向
 - ・若年層の死因…自殺が最も多い
 - ・女性が抱える問題の多様化・複合化 (DV、性犯罪被害、家庭関係の破綻等)
- 課題②**
 - ・40~50歳代:男性の自殺者数が多い
 - ・精神疾患による労災件数の増加 (職場におけるメンタルヘルスマネジメントの高まり)
- 課題③**
 - ・コロナ禍を通じて自殺につながりかねない様々な問題が深刻化 (生活困窮、育児・介護負担等)
 - ・生きづらさを感じている者への対応
- 課題④**
 - ・コロナ禍を通じて他者との関わりが希薄化(社会的孤立)
 - ・独居者の自殺リスクが高い

○重点施策の方向性(主な取組)

- ①:子ども・若年層・女性支援対策**
 - ・子ども・若年層向け相談・支援の充実 (スクールSW配置、24時間電話相談)
 - ・困難女性支援法に基づく包括的支援 (県計画策定、計画に沿った支援の充実)
- ②:勤務・労働問題への対策**
 - ・職場におけるメンタルヘルスマネジメント対策の推進 (企業内ゲートキーパーの養成)
 - ・ハラスメント防止対策の推進 (労働関連法制度の理解促進)
- ③:悩みに応じた相談体制の確保**
 - ・各種相談窓口の充実(LINE相談等)
 - ・相談者に応じたゲートキーパーの確保 (民生委員、ケアマネ、司法関係等)
- ④:孤独・孤立対策施策との連携**
 - ・地域における包括的支援体制の構築 (官民連携による要配慮者への支援) (誰ひとり取り残さない福祉の仕組みづくり)

第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画の構成

1 自殺リスクを低減させるための環境整備

(1)	県民一人ひとりの気づきと見守りを促す
(2)	<u>社会全体の自殺リスクを低下させる</u> ↑重点④:孤独・孤立対策施策との連携
(3)	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

2 対象者（属性）ごとの対策推進

(1)	<u>子ども・若者の自殺対策を更に推進する</u> ↑重点①:子ども・若年層・女性支援対策
(2)	<u>「働き盛り世代」の自殺対策を更に推進する</u> ↑重点②:勤務労働問題への対策
(3)	<u>女性の自殺対策を更に推進する【新規】</u> ↑重点①:子ども・若年層・女性支援対策
(4)	高齢者の自殺対策を更に推進する【新規】
(5)	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
(6)	遺された人への支援を充実する

3 様々な困難を抱える方を支える体制整備

(1)	<u>自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</u> ↑重点③:悩みに対応した相談体制の確保
(2)	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
(3)	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

4 各地域レベルでの取組支援

(1)	地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
(2)	市町・民間団体との連携を強化する

前期計画との変更点

- 前期までは国大綱の重点施策を順番に並べていた
→取組の性質ごと4つの大項目を設け、再分類
- 対象者（属性）ごとの対策推進において、
女性・高齢者の自殺対策の推進を
新たに柱立て（コロナ禍等による自殺リスクの深刻化）

